

## 寄附・寄贈

### ○大栄食品株式会社

社会福祉事業として 現金3,000,000円

### ○株式会社光製作所

光未来振興基金寄附金として  
現金2,000,000円

### ○ジョイフルインターナショナル株式会社

代表取締役 高田 大助氏  
笠松中学校生徒像などの改修費として  
現金1,200,000円

### ○明治安田生命保険相互会社

健康推進普及事業寄附金として  
現金300,000円

### ○シーシーエヌ株式会社

小学校新1年生用  
タブレットケース 165個



笠松中学校生徒像▶

## お 願 い

### 隣地から越境した竹木に関するルール

民法233条が改正され、隣地の竹木などが境界を越えて伸びてきた時は条件により枝や根を切ることが出来るようになりました。

#### ◆民法233条

- 1.土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
- 2.前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3.第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
  - (1)竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
  - (2)竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
  - (3)急迫の事情があるとき。
- 4.隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

なお、町では竹木の枝が法的に切除可能かどうか判断しかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。詳しくはホームページをご覧ください。

### あき地の管理について

あき地は、所有者(または管理者)が管理します。

あき地に雑草や庭木が生い茂っていると不法投棄や害虫の発生、火災や発生等の恐れがあります。雑草は春頃から伸びはじめ、梅雨の時期を過ぎると一斉に成長し、10月頃まで伸び続けます。雑草の種類や成長に応じて除草をしましょう。ご自身で行えない場合は、業者などに依頼をしましょう。

圃環境経済課 ☎388-1114



住みなれた自宅での生活を支えます。

**訪問看護ステーションしのぶ  
ケアプランセンターしのぶ**

株式会社しのぶ  
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地  
第2カービル 1階 A号室  
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

**わたしたちにできること**  
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

**✂ 中部事務機株式会社**

本 社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191  
大 垣 支 店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711  
東 濃 支 店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490